

## ごあいさつ



「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ尊厳と権利について平等である。」これは、1948年の国連総会で採択された「世界人権宣言」の第1条の一節です。この理念のもとに、世界各国で人権が尊重される社会の実現に向けた、さまざまな取り組みが進められ、人権を尊重する動きは環境・平和とともに国際社会の大きな潮流となってきました。しかしながら、世界では地域・民族紛争の戦禍は絶えることなく、人権が侵害され多くの尊い命が失われている現状があります。

わが国においては、先の世界大戦以後、直接紛争に関わることなく経済発展を続け、今日に至りました。この間、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法のもとで、国内のさまざまな人権問題の解決に向け取り組んできましたが、依然として、家庭、学校、地域社会、職場など、社会生活のさまざまな場面において、社会的身分、門地、人種、民族、信条、性別、障害などによる不当な差別や、人権侵害が存在しています。また、国際化、情報化、高齢化の進展にともなって、人権に関する新たな問題も生じてきています。

行政のあらゆる施策の根底には人権尊重の理念が必要であり、2005（平成17）年12月に制定された「太田市まちづくり基本条例」のまちづくりの基本原則にも市民一人ひとりの人権の保障が明記されています。この「太田市人権教育・啓発に関する基本計画」は、国の人権施策に関する法律や計画に基づくとともに、太田市の行う人権施策の基本となるものです。

本計画策定にあたり、活発な論議をいただき、貴重なご提言をいただきました「太田市人権施策推進協議会」の委員皆様、ならびに、ご意見を賜りました市民の皆様に深く感謝申し上げます。

「市民一人ひとりの人権が保障され、何人も差別されることなく、その個性及び能力が十分に発揮されるまちづくり」に、本基本計画が活かされることを祈念して、ごあいさつといたします。

平成20年3月

太田市長

清水聖義